

新宿区教育委員会会議録

平成26年第3回臨時会

平成26年5月20日

新宿区教育委員会

平成26年第3回新宿区教育委員会臨時会

日 時 平成26年5月20日(火)

開会 午後 3時02分

閉会 午後 3時57分

場 所 新宿区役所6階第2委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	白 井 裕 子	委員長職務代理者	羽 原 清 雅
委 員	菊 池 俊 之	委 員	松 尾 厚
教 育 長	酒 井 敏 男		

欠席者

委 員 今 野 雅 裕

説明のため出席した者の職氏名

次 長	中 澤 良 行	中央図書館長	藤 牧 功太郎
教育調整課長	木 城 正 雄	教育指導課長	横 溝 宇 人
教育支援課長	遠 山 竜 多	学校運営課長	山 本 誠 一
統括指導主事	早 川 隆 之	統括指導主事	小 林 力
統括指導主事	長 井 満 敏		

書記

教育調整課 調整主査	高 橋 美 香	教管育調整課 係	高 橋 和 孝
---------------	---------	-------------	---------

議事日程

議案

- 日程第1 議案第25号 平成26年度新宿区一般会計補正予算(第3号)(案)に関する意見聴取について
- 日程第2 議案第26号 新宿区職員の配偶者同行休業に関する条例(案)に関する意見聴取について
- 日程第3 議案第27号 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例(案)に関する意見聴取について
- 日程第4 議案第28号 新宿区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(案)に関する意見聴取について
- 日程第5 議案第29号 新宿区幼稚園教職員の給与に関する条例の一部改正について

◎ 開 会

○白井委員長 ただいまから、平成26年新宿区教育委員会第3回臨時会を開会します。

本日の会議には今野委員が欠席しておりますが、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は羽原委員にお願いいたします。

◎ 第25号議案 平成26年度新宿区一般会計補正予算（第3号（案））に関する意見聴取について

◎ 第26号議案 新宿区職員の配偶者同行休業に関する条例（案）に関する意見聴取について

◎ 第27号議案 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例（案）に関する意見聴取について

◎ 第28号議案 新宿区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見聴取について

◎ 第29号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について

○白井委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第25号議案 平成26年度新宿区一般会計補正予算（第3号）（案）に関する意見聴取について」、「日程第2 第26号議案 新宿区職員の配偶者同行休業に関する条例（案）に関する意見聴取について」、「日程第3 第27号議案 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例（案）に関する意見聴取について」、「日程第4 第28号議案 新宿区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見聴取について」、「日程第5 第29号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。

○酒井教育長 ただいまの、日程第1「第25号議案 平成26年度新宿区一般会計補正予算（第3号）（案）に関する意見聴取について」は、平成26年度第2回区議会定例会で審議を予定している案件で、予算案として議会に提案する前である本日の教育委員会において、公開による審議の場合、具体的かつ自由な討論・質疑ができないおそれがありますので、非公開による審議をお願いいたしたいと思えます。

○白井委員長 ただいま教育長から、非公開による会議の発議がございました。

「日程第1 第25号議案 平成26年度新宿区一般会計補正予算（第3号）（案）に関する意見聴取について」を非公開により審議することに御異議ございませんか。

〔異議なしの発言〕

○白井委員長 それでは、第25号議案を非公開により審議します。

傍聴人の方、恐れ入ります、退席をお願いいたします。

〔傍聴人退席〕

○白井委員長 ありがとうございます。

〔傍聴人着席〕

○白井委員長 では、第26号議案から第29号議案まで、教育調整課長から説明をお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、第26号議案から29号議案について御説明いたします。

まず、「第26号議案 新宿区職員の配偶者同行休業に関する条例（案）に関する意見聴取について」でございます。

教育委員会臨時会議案概要をごらんください。

地方公務員法の改正に伴い、職員の配偶者同行休業に関して必要な事項を地方公共団体の条例で定めることから、区長が新たに条例を制定するものとなっております。

制定の理由としては、平成25年6月14日に閣議決定された日本再興戦略を受け、地方公務員法が改正され、公務において活躍することが期待できる有為な公務員の継続的な勤務を促進するため、職員が外国で勤務等をする配偶者と生活をともにすることを可能とする休業制度が創設されたことから、同制度の実施に必要な事項を定める必要があるためでございます。

主な内容といたしましては、1として休業の対象となる事由ですが、配偶者が外国での勤務、修学等の事由で6カ月以上の滞在であること。2としては休業の申請及び承認ですが、職員申請後、公務に支障がなく、職員の勤務成績その他を考慮して承認できること。3として休業の期間でございますが、3年を超えない範囲、その範囲内で1回に限り延長できることなどでございます。

施行期日は平成26年7月1日でございます。

第26号議案をごらんください。

議案を1枚おめくりいただき、条例の案文になってございます。

第1条については、地方公務員法に基づく規定でございます。

第2条は配偶者同行休業をすることができない職員の規定で、条件付採用になっている職員などでございます。

第3条は、先ほど概要の2として説明した承認に関するものです。

第4条は、先ほど3として説明した期間に関するものでございます。

第5条は、先ほど1として説明した対象となる事由で、第1号から第4号まで、外国勤務や修学などとなっております。

第6条は、申請時に事由を明確にすることの規定です。

第7条は、期間の延長に関するものです。

裏面をごらんください。

第8条は承認の取り消し事由で、妊娠・出産休暇や育児休業の承認など、第1号から第3号まででございます。

第9条は届け出なければならない規定で、配偶者の死亡など、第1号から第4号までございます。

第10条は、規則への委任に関する規定でございます。

提案理由は、新宿区職員の配偶者同行休業に関する条例の制定内容について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を述べるためでございます。職員の配偶者同行休業の創設に伴いまして、幼稚園教育職員の人事など、また、それに伴う教育に関する実務の執行に関連があるためでございます。

次に、第27号議案、「新宿区職員定数条例の一部を改正する条例（案）に関する意見聴取について」です。

議案概要にお戻りください。

配偶者同行休業中の職員に係る定数の取り扱いに関する事項を定めたものでございまして、改正理由は、配偶者同行休業中の職員を定数外と扱うものでございます。施行期日は平成26年7月1日でございます。

第27号議案をごらんください。

1枚おめくりいただきまして、条例の新旧対照表がございまして、第2条第2項の下線部になりますが、配偶者同行休業の項目を新たに加えて、職員定数の対象外とするものでございます。実務の執行に必要な人数の定数、必要な定数から配偶者同行休業者を除くことによりまして、配偶者同行休業しやすい体制を整えるといったものでございます。

提案理由は、新宿区職員定数条例の一部改正内容について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を述べるためでございます。

次に、「第28号議案 新宿区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見聴取について」でございます。

議案概要にお戻りください。

配偶者同行休業をした職員に係る退職手当の算定に関する事項を定めるものでございます。改正理由は、配偶者同行休業をした職員の退職手当を算定する際に、配偶者同行休業をした期間を在職期間から除外するものでございます。施行期日は平成26年7月1日でございます。

第28号議案をごらんください。

1枚おめくりいただき、条例の新旧対照表がございます。第10条第4項の第5号の下線部及び第11条第4項の下線部になりますが、配偶者同行休業を新たに加え、退職手当の調整額及び勤続期間の計算から除外し、退職手当の算定から除くものでございます。他の下線部については、号の番号が変更になったことから、規定を整備するためでございます。

提案理由は、新宿区職員の退職手当に関する条例の一部改正内容について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を述べるためでございます。

次に、「第29号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について」でございます。

議案概要をごらんください。議案の裏面になります。

配偶者同行休業中の幼稚園教育職員に係る職員の給与に関する事項を定めるものでございまして、改正理由は、地方公務員法の改正により、配偶者同行休業をしている期間について給与を支給しないこととなったことから、今回の給与しないものとしているものでございます。施行期日は平成26年7月1日でございます。

第29号議案をごらんください。

1枚おめくりいただき、条例の新旧対照表でございます。第24条の休職者等の給与に係る既定の第2項の下線部になりますが、配偶者同行休業を新たに加え、給与を支給しないことにするものでございます。

提案理由は、幼稚園教育職員について、教育委員会として配偶者同行休業中の職員に係る給与の支給に関する事項を定める必要があることから、条例の改正を区長に申し出るとともに、議会に条例改正を提案するためでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○白井委員長 説明が終わりました。

まず、第26号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

○羽原委員 配偶者同行休業について、過去にこういうケースは、さかのぼって、どのぐらいの件数があったのですか。

○教育調整課長 一般職員の状況でございますけれども、実際、退職した事由を、通常は「一身上の都合」といったようなことで出していますので、個々に細かい理由を付して退職願等を出していないものですから、正直言って、実際は不明ということになります。ただ、そういった声は人事当局としては余り聞いていないといったようなことでございました。しかし、現状は先ほど申し上げたとおり、はっきりとなかったということではなくて、あくまでも不明というような考えになります。

○白井委員長 ほかに、御意見、御質問はありませんでしょうか。

○松尾委員 配偶者同行休業を行いたいという場合には、具体的にはどのような手続をして、どのように承認を受けることになるのでしょうか。

○教育調整課長 まだ細かい部分での施行規則ですとか、運営上のはまだですけども、実際に、条例にもあるように、外国の勤務ですとか、修学、そういったところをまず明らかにするといったことが必要になります。

また、基本的には制度の趣旨を考えまして、承認に当たっては、公務に、実際の実務に支障があるというような記載もございますけれども、基本的にはこの制定の趣旨を鑑みまして制度を実施していくというようなことでございます。

また、勤務成績といったところも、この承認に際して判定がございます。この辺もまだ人事当局から聞いている中では、詳細には決まっていませんけれども、例えば、具体的に言えば、一定の処分を受けているとか、そういったところが検討の材料になるのかなといったようなことが言われてございます。

○松尾委員 これは、例えば国家公務員の場合であるとかの、新しい法律に基づくものであると思いますが、既に先行実施されている部分はございますか。例えば国家公務員の場合とか、他の自治体の場合などで。

○教育調整課長 具体的には、国家公務員から今回の制度が創設されてございます。それに伴って地方公務員も同様にとということで、今回、地方公務員法が改正され、それを受けて区でも条例で定めて行っていくというものでございます。

ただ、国の状況として、どのぐらい適用になったかというのは情報を入手してごさいませんが、今後、特に国のほうは海外でのそういった状況が多いかと思しますので、一つは、有能な職員がそういったことでやめていくといったようなことがないように。これは民間レベルでもそうですが、まずは公務員からそういったものを、しっかり制度を創設してやっていくといったことが趣旨となっているところでごさいます。

○松尾委員 趣旨は了解いたしましたけれども、ちょっとこの条例の文面からは、法律のほうでどこまで規定されていて、今回審議している条例の部分で、はっきり定めている部分というのが読み取りづらかったものですから。

例えば第5条のところに「条例で定める事由」と書かれており、外国での勤務ほか4つほど挙げられていますが、これは、法律では規定されていないけれども条例で規定する、今回この条例でもって規定する部分と理解してよろしいですか。

○教育調整課長 基本的には、この制度の創設に当たっては、こうした事由が基礎になりますので法律等で規定をされて、例えば期間ですとか、そういったような内容について条例で定めるといったようなこともごさいます。基本的には、この部分については法律で定められているといった部分でごさいます。

○菊池委員 期間が定められていますね。外国に夫婦で行って、上限が3年という期間ですね。それを超えた場合、結果的に超えてしまった場合というのは、3年以内なら1回更新ができるということでしたけれども、それを超えた場合にはどうなりますか。

○教育調整課長 最初の段階で3年ということで承認しているので、超えた場合は、やはりそれはちょっと認められなくなるのかなと。そのときに、またもちろん考えなければいけないことですが、基本的には申請に誤りがあったというか、そういったことになりますので、ちょっと疑義が出てきてしまうのかなというのが考えられます。

○菊池委員 申請のときは3年以内のつもりでいたのが、都合で延びてしまったといえ、しょうがないので退職ということになるのでしょうか。

この日本再興戦略という格好いいかたちなので、何か実りがあるといいなと思います。羽原委員の質問のように、こういう事例が多分あったんだろうなと。こういうことで有能な人材を失いたくないということで、この制度が打ち出されたかなと思うので、上手にそれを利用していただければと思っています。

○酒井教育長 例えば、区の職員では今まで聞いたことないですけども、東京都だと、今は持っていませんけれども、ニューヨークに駐在事務所を持っていたときがありました。こう

いうときに、配偶者がついていくときに、今までであれば退職しなければいけないというような話があったわけですが、そういうことがなくなると。

教育の分野でいうと、外地の日本語学校の先生として行くといったときに、配偶者も同じ教員同士ということが結構多いので、今までだと単身で行かなければ、キャリアを失ってしまうというような話があるので、今後、そういう部分の憂いがなくなるということで、海外に出て働くところの障害が1つ減るのかなというふうに思います。

○**教育指導課長** 今、教育長から在外教育派遣の教員のことでお話がありました。ここは幼稚園の教諭ですけれども、東京都では、在外教育施設に派遣される教員については、同業者の配偶者を休職して同行できるという制度が平成9年からスタートしております。多分、そういうことも受けてでしょう。ただ、これは各都道府県、自治体によって、それを採用しているところとそうでないところがありました。今回、こういう制度が整うことによって、全国的に配偶者が休業して在外教育施設に行けるということに整うだろうと想定されます。

○**羽原委員** すると、例えば夫婦ともに選考にパスしてニューヨークへ赴任して、両方、先生として就労するというのはどうなるのですか。

○**教育指導課長** それは休業ではないですが、今のところ、そういう事例は聞いておりません。

○**白井委員長** ほかに、御意見、御質問ありますか。キャリア形成が継続的にできるということを制度的に担保するという制度という感じのようですが。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第26号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○**白井委員長** 第26号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第27号議案、関連ですけれども、これについて、御意見、御質問をどうぞ。

○**松尾委員** この制度を利用して休業するということは、休業期間中、その方がなさっていた仕事の代替をどうするかというのが当然問題になってくると思うのですが、それについてはどのような措置がなされるのでしょうか。

○**教育指導課長** 非常勤の職員を充てるという形で対応してまいります。

○**菊池委員** 私も同じことを考えていたのですが、要するに、常勤の職員の定数から除外するとなっています。ですから、定数が1人減る、いわゆる正規職のかわりに、3年以内の非常勤職員ということですね。ということは、その間は定数が1人減るのではないかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○教育調整課長 一般職の場合ですと、定数は必要な実務の計算で何人ということで決まっております。通常、退職ですとかは欠員になり、補充はございません。

今回は定数の外にして、その部分は、非常勤や臨時職員といった対応ができるように、定数外として扱うというような取り扱いになります。

○菊池委員 そこがよくわからないのですが、もともとは定数だった方なので、それを定数外にするという意味がちょっと理解しにくいのですが。

○教育調整課長 なかなか難しいところですが、実人数と定数という考え方がございまして、例えば定数10名で、その定数の10名の中にいる方が、例えば産休や育休を取得した場合は、その人は定数外ということになり補充があるのですが、途中で退職したりした場合は定数の中となるので、欠員となり9名で仕事をしなければならなくなってしまいます。定数はあくまでも10名ですが、年度当初に、その1年間の人員が10名に限られてしまいます。余分というわけではないですが、そういった人数がないものですから、定数は10名で認められているのを、途中でいなくなってしまうと欠員のまま、9名でやらなければならない。ただ、そこを、そうなったときに定数外として扱うことによって、そこに臨時職員や非常勤が入り、一応は10名の体制をとれるというようになります。説明がわかりづらくて申しわけありませんでした。

○白井委員長 逆に、定数外とするほうが、実質的な実働人数を確保できるという趣旨だというふうに理解していいですか。

○教育調整課長 はい、そうです。

○白井委員長 今の御説明だと、欠員になっているから、欠員をかえって補充しなくてはならないという発想ではなく、逆だという理解でいいですか。

○羽原委員 民間だったら、欠は欠ですよ。例えば病欠といったように人が欠けると、カバーしながら欠員分の仕事をする。これが一般ですね。

だから、そういう意味では、こういう同行休業が認められれば定員外にして、補充は可能ということですから、かなり前進的に取り組んでいる、非常にいい仕組みだというふうに受け取りました。

○白井委員長 逆に、この定数外として補充ができるということで、とりやすくする、申請する人にとっても申請しやすくなる、そういう仕組みになっていると理解してよろしいでしょうか。

○教育調整課長 皆様の御指摘のとおりです。

○白井委員長 わかりました。では、第27号議案について、ほかに御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終了いたします。

第27号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○白井委員長 第27号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第28号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

退職金の算定には入らないということで、特に御意見ないという形でよろしいでしょうか。

[はいの発言]

○白井委員長 それでは、第28号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○白井委員長 第28号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第29号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

○松尾委員 ちょっと形式的なことですが、先ほどの第28号議案と今の第29号議案の文面が、中身はほぼ同様ですけれども、書きぶりが少し違うので、そこはどうしてかと。

つまり、28号議案は、最初に「配偶者同行休業」と書いて、括弧書きで「地方公務員法その他の法律の規定による配偶者同行休業をいう。以下同じ。」と書いてあって、第29号議案のほうは、「同法第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業中の職員」とあって、「以下同じ」というようなことは書かれておらず、その下に「配偶者同行休業」と書いてあります。育児休業のほうについては、「以下「育児休業中の職員」という。」と書いてありますが、配偶者同行休業については特に何も書いていないように見えるのですが、そのあたりを解説いただけますか。

○教育調整課長 29号議案の括弧書きの「以下「育児休業中の職員」」と書いている場合は、これ以下にこのような表現が出るため入れているものでございます。

○白井委員長 第24条第2項以下で、同じように配偶者同行休業中の職員に関する規定がないのではないのでしょうか。そうすると、以下何々という、という表現が要らないですね。

○教育調整課長 御指摘のとおりでございますが、このような記載がこれ以下にある場合には、当然改正内容に以下何々としてあらわれてきますが、ここではありませんので、そうした改正はないという理解でございます。

○松尾委員 育児休業は、ここには出ていないけれども、後段に出てくるということですか。つまり、この中にも、「以下 略」の上2行目のところに「育児休業」、その手前に「配偶

者同行休業」と記載がありますから、ここだけ見ると、育児休業も配偶者同行休業も、その以前に、その上のほうで参照したものに該当するというように見えたので、どちらも同等の表現がされるのかと思ったのです。

○白井委員長 「以下 略」の2行は、単なるこれ同行休業の期間中という、職員の話ではなく、その休業している期間中という言葉だけの話ですよ。

○松尾委員 この解釈としては、配偶者同行休業は「期間中」にかかるということですが、配偶者同行休業とは何を意味するか、育児休業とは何を意味するかということは、その上段のほうであらわれているもので、特に以下何々というという略し方はしなくても解釈可能であるということですか。

○白井委員長 「同法第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業中の職員」というのが一つの単位で、それを短く「配偶者同行休業中の職員」と約しましょうというのがその前の28号議案。そういう職員をあらわす名詞としては短く言いましょうという話です。

○松尾委員 「その休職、配偶者」と、「その」というのがかかっているの、それはその上で規定されている法律に規定されている配偶者同行休業であり、育児休業であるということを読み取れるので、括弧書きの必要はないということですね。承知いたしました。

○白井委員長 ほかに、第29号議案について、御意見、御質問はよろしいでしょうか。
では、第29号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○白井委員長 第29号議案は原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事を終了いたします。

次に、本日の日程では予定されている報告事項はありませんが、事務局から何か報告事項ありますか。

○教育調整課長 特にございませぬ。

◎ 閉 会

○白井委員長 それでは、本日の教育委員会は以上で閉会いたします。お疲れさまでした。

午後 3時57分閉会